

寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案
第 1 条 （略） （損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>同法第36条</u>）において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2<u>及び第36条</u>）において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	第 1 条 （略） （損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>これらの規定を同法第36条第8項</u>）において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2<u>及び第36条第8項</u>）において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

～略～

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号 _____ に該当する扶養親族については333円 _____ を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

～略～

～略～

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号 又は第3号から第6号までのいずれかに 該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき _____

_____ 333円 _____

_____ を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の

生じた寒川町消防団員等公務災害補償
条例第5条第1項に規定する損害補償(以
下この項において「損害補償」という。)
並びに施行日前に支給すべき事由の生
じた施行日以後の期間に係る同条例第4
条第3号に規定する傷病補償年金、同条
第4号アに規定する障害補償年金及び同
条第6号アに規定する遺族補償年金(以
下この項において「傷病補償年金等」と
いう。)について適用し、施行日前に支
給すべき事由の生じた損害補償(傷病補
償年金等を除く。)及び施行日前に支給
すべき事由の生じた施行日前の期間に
係る傷病補償年金等については、なお従
前の例による。